資料３－１

「（仮称）千葉県公文書の管理に関する条例」の骨子案に対する意見と県の考え方の方向性（案）について　※議論用

１　パブリックコメント実施期間

令和８年８月２４日（月）から令和８年９月２４日（木）まで

２　意見の提出状況

意見提出者数：６人、提出意見数：４５件

３　御意見の反映

御意見を踏まえ、条例素案や規則・ガイドライン等の検討を進めてまいります。
なお、御意見は概ね以下に分類されます。

- これまでの検討会議で議論した範囲を超えないもの
- 条例（素案）において定めるよりも、条例に基づく規則・規程、ガイドライン又は実際の運用の中で整理すべき事項に関するもの
- 検討会議で議論した範囲内であるが、より具体的な方向性を示すもの（No. ３など）
- その他、表記方法などの形式的な指摘や、新たな指摘ではあるものの、事務局において結論が見出せる指摘 ／ など

４　提出された意見の概要と県の考え方（案）

※ 下表は、表記方法などのいわば形式面での御意見などを除いた上で、特に本検討会議で御議論いただきたい事項を抜粋し、一覧として要約したものです。（４５の御意見中１２件を抜粋して７項目に集約）

No.	意見の概要	県の考え方の方向性（案）
1	意思決定の根拠や、部局間の協議経過なども**適切に記録**してほしい。	政策形成に活用した民間データ等も含め、判断過程を検証できるよう文書を作成・保存することとし、具体的な記録方法はガイドライン等で定めます。12・13
2	文書廃棄に県民や第三者が関与する仕組みを設け、**廃棄前にも周知**してほしい。	知事（文書館）への事前協議・同意と、外部有識者の意見聴取により適正性を確保し、廃棄の実施状況は事後に公表します。17・21・24
3	**歴史**的に重要な文書を確実に保存するため、**判断基準**を定めてほしい。	条例に基準の根拠を置き、具体的な基準は規則等で定めることを検討します。26
4	県民が**歴史公文書を利用しやすい仕組み**とし、対象文書の特定を支援してほしい。	管理簿や目録を公表し、必要に応じてレファレンスを行うなど、利用しやすい運用を行ってまいります。27・35
5	**個人が保有**する近現代の県政上重要な文書も、**寄贈を受けて**保存・利用してほしい。	条例上の特定歴史公文書には含めないものの、収集等の在り方は引き続き検討し、文書館において積極的に取り組んでまいります。31
6	行政文書や特定歴史公文書の**著作権**と保存・利用のための**複製権**の考え方を、それぞれ明らかにしてほしい。	行政文書等にも著作権が生じる場合がありますが、条例に基づく保存・利用に必要な範囲では複製や利用が可能です。43・44
7	公文書を誤廃棄又は所在不明とした**職員への罰則**を設けてほしい。	罰則は設けないこととしますが、ルールの明確化、研修、報告・公表、実地調査等により、適正な管理を確保します。45